

大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第 1 0 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社モリキ 代表取締役 錦織 征紀
長野県飯山市南町 1 3 番地 3

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグセイムス本荘中梵天店
秋田県由利本荘市中梵天 1 3 2 番地

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 3 0 分
閉店時刻 午後 9 時 0 0 分
(変更後) 開店時刻 午前 8 時 0 0 分
閉店時刻 午後 1 0 時 0 0 分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 1 5 分から午後 9 時 1 5 分
(変更後) 午前 7 時 4 5 分から午後 1 0 時 1 5 分

(4) 変更の年月日

令和 7 年 1 月 3 日

(5) 変更する理由

来客の利便性を考慮したため

2 届出年月日

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和6年11月28日から令和7年3月28日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所産業振興部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由